

2012年10月24日

消費者庁「新食品表示法(仮称)に関する消費者団体とのワークショップ」における意見

一般社団法人 FOOD COMMUNICATION COMPASS

森田 満樹

この度は、公平に開かれた消費者庁であってほしいという私たちの願いを受け入れて頂き、意見交換の場を設けて頂きましたことを感謝いたします。

私たちは食品表示について、食品にかんするさまざまな情報、安全や品質などを事業者から消費者へ直に伝える重要なコミュニケーション手段ととらえています。

この基本的な考え方をもとに、新食品表示法について、以下のように考えます。

1. 新法は、消費者基本法の基本理念の下、「食品表示一元化検討会報告書」の基本的な考え方に基づくものにしてください。

- ① 新しい食品表示は、消費者基本法の基本理念を踏まえ、消費者の権利を尊重するとともに、消費者が「保護される者」から「自立した主体」となるため、消費者の自立を支援することを基本としたものです。そのうえで食品表示の役割を「単に消費者の自主的かつ合理的選択のために必要な情報を提供しているにとどまらず、特に食品の安全性を確保するために重要な機能を果たしているということが出来る」と位置づけており、この趣旨を活かした新法を求めます。
- ② 同報告書は、食品を対象とする3法のうち食品表示制度に関する規定を統合して、食品表示全体をわかりやすく、という観点から検討・整理したものです。「新たな食品表示制度の基本的な考え方」として「できる限り多くの情報を表示させることよりも、より重要な情報(=安全性確保に関する情報)がより確実に消費者に伝わることを」としています。このプライオリティを重視する考え方を支持します。
- ③ 現在の表示は、消費者にとって使い勝手が悪く、肝心なことが伝わっていないことが問題です。新制度において重要性の整序と表示の見やすさが優先されることで、消費者・事業者双方にとってわかりやすくなり、かつ双方の円滑なコミュニケーションの一助となることを期待します。この趣旨を活かした新法とそれに基づく制度を求めます。

2. まずは新法成立を最優先に進め、加工食品の原料原産地表示や遺伝子組換え食品表示など個別の義務表示事項については、新法成立後に検討を進めてください。

- ① 今後、見直すことが検討される個別項目は、中食・外食、インターネット販売の

取扱い、加工食品の原料原産地表示、遺伝子組換え食品表示があり、さらに食品添加物の表示（無添加表示なども含む）、製造所固有記号、個別表示基準等があります。これらは、消費期限のような安全性確保に関与する表示ではないこともあって、様々な理由のもとに先送りされたものです。これらについては、新法成立後に、検討が必要かどうかも含めて、それぞれ慎重に検討を行ってください。

- ② これらの個別項目について見直しをする際に忘れてはならないのは、消費者は多様であり情報の重要性は消費者によって異なる、という点です。拙速な導入は、一部の消費者には重要でも、多くの消費者にとっては不利益にもつながりかねません。こうした個別の義務表示事項を検討する際は、「安全性確保に関わる事項を優先し、それ以外は表示により情報が得られるというメリットと、表示に要するコストというデメリットを、消費者にとってバランスさせることが重要」という一元化検討会報告書の考え方に基づいて、検討を行ってください。

3. 新法の枠組みとともに、法案成立後の個別課題の作業工程について、これからの食品表示の全体像が見えるよう、情報公開に努めてください。

- ① 今回のワークショップは日程と会場の都合で、一部消費者団体のみでの参加となったとお聞きしていますが、今後はパブリックコメントの検討も含めて、意見を申し述べたい個人や様々な組織・団体に公平に機会が設けられ、その情報が公開されることを求めます。
- ② 新法の枠組み、内容が明らかになった時点で、来年度の新法公布後の個別課題について内閣府令・告示レベルでどのように検討を行っていくのか、あわせて栄養表示をどう進めるのか、作業工程とその時期について公開してください。そして、これからの食品表示行政の全体像について、情報を整理して説明をしてください。
- ③ 食品表示の役割は現代社会の変化に応じてますます重要度を増し、消費者にとって関心の高い問題であることは言うまでもありません。その一方で、表示事項の見直しは事業者にとっては相応の負担を伴い、準備期間の不足はさまざまな弊害を産み、それは消費者の不利益につながりかねません。それだけに、今後は消費者、事業者双方に、適切な情報公開を進め、透明性を確保してください。

私たちは、常に開かれた消費者庁であることを、求めます。